

平成29年

第1回市議会定例会 議案第31号

函館市公共施設整備等基金条例の一部改正について

函館市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例

函館市公共施設整備等基金条例（昭和63年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「出資および出えん」を「公共的施設（病院、百貨店、ホテルその他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設をいう。）の整備に資する出資，出えんおよび補助」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

公共的施設の整備に資する補助のために基金の処分等を行うことができることとし，および規定を整備するため